改正廃棄物処理法

施行通知で運用を助

間的に一体とみなすことがで きる場所は「事業場の外」に け出に関連し、排出現場と空 設廃棄物の事業場外の保管居 り、見逃せないポイントが散 施行通知を都道府県政令市! 借している場合も含まれるな の例外条項に関連し、下請業 見される。主なものでは、 律等の施行についてと題する どとしている。 が下請業者や処理業者から貸 該当しない、元請業者一元化 送付した。実際の運用にあた 行規則等の一部を改正する法 でが運搬する施設は元請業者 理及び清掃に関する法律施 技術的な助言を行ってお

2月4日、 環境省は廃棄物 した。 外」には該当しないと 等の場所は一事業場の できる場所やこれと同

け出なければならな 年6月30日までにその の保管については、 れている「事業場の外」 施行時点ですでに行わ 前届出を受け、保管場 い。都道府県知事は事 旨を都道府県知事に届 4月1日改正法令の 同 している場合も含まれ

設工事現場のこと。と じる事業場であり、建 の外で保管する場合の のものとみなすことが 事業場と空間的に一体 なるが、施行通知では、 れ以外で保管を行う場 事業場とは、建設工事 台は保管届出の対象と に伴い産業廃棄物を生 建設廃棄物を事業場 した。 が処理基準に適合して 環境の保全を図ると 置命令を発出、生活 に応じ改善命令や措 指導する。また、必要 によって保管するよう いなかった場合、 める。また、その保管 適正な保管の防止に努 所を定期的に確認、不 元請業者一元化の例 基準 搬されると解釈される る権利を持つ施設に運 るとした。また、 者の施設(積み替えま 委託契約をした処理業 業者と廃棄物の処理の む)に、下請人が当該 たは保管の場所を含 合、元請業者が使用す 廃棄物を運搬する場 一方、元請業者から

中間処理業者から貸借 業者は、省令で定める 外条項に関連し、下請 れた。施行通知では、 を持っている施設とさ 設として元請業者が所 その際、運搬できる施 みなして運搬できる。 元請業者が下請業者や 有するか使用する権利 廃棄物を排出事業者と が、当該処理業者には なり、これまでどおり 業者が処理業者だった 場合、処理の再委託と 出事業者として委託基 人に委託した場合、 業者が運搬や処理を他 元請業者には委託基準 っている。なお、下請 トを交付することとな 準に従い、マニフェス の委託を受けず、下請 排

令の対象となるとし いない場合、措置命 正な対価を負担して 適正な処理を助け、 唆 (そそのか) し、 理を要求し、依頼し、 者に対し、不適正な処 象とならない。ただ い限り、措置命令の対 再委託基準に違反しな 元請業者が委託基準や 規定は適用されない。 適用され、 再委託基準がそれぞれ し、元請業者が下請業 適正処理された場合、 下請業者によって不 適 不